

## 要 望 書

2016年3月31日

福岡市長 高島宗一郎 殿

福岡市保健福祉局 総務部 保護課 殿

福岡市経済観光文化局 産業振興部 就労支援課 殿

福岡・築港日雇労働組合

福岡市博多区〇〇〇△-△-××

TEL/FAX 092-263-8632

29日東京において、われわれは、全国の寄せ場日雇いの仲間たちとともに、政府—厚生労働省との公的就労対策事業をめぐる話し合いを持った。席上、国の役人は、東京都の「特別就労事業」が、日雇い・野宿の労働者にとって、「役に立っている」ことを認めた。同時に、「民間雇用の拡充という既定の“方針”が、失対事業方式より雇用を生み出していることを証明してみろ！」という追及には、口をつぐまざるを得なかった。

労働者の実感からしても、実際に民間求人が無いという実態からしても、国が言う「民間雇用の拡充」なる言葉は、就労実績を上げる具体的な根拠に基づく「方針」と呼ぶべきシロモノではないことが明らかになった。失業状態にある労働者をたぶらかす、単なる責任逃れの空文句に過ぎないことが、またもや明白になったのだ。

福岡市がこうした国の姿勢に追随し、われわれの公的就労対策事業要求をはねつける根拠は破産していると言わざるをえない。

福岡市は、失業にあえぐ日雇い・野宿の労働者の声に、今こそ真摯に向き合うべきである。福岡市は、国や県との協力の下、日雇い・野宿の労働者のための公的就労対策事業の実施を、ただちに開始するべきである。については、下記の諸点につき、強く要望するものである。

### 記

一、東京都が山谷で行なっている「特別就労事業」のような、日雇い・野宿の労働者のための公的就労対策事業を行なうこと。

一、その際、日雇い・野宿の労働者の生活実態に合わせて、①築港を集合場所とすること、②輪番制の実施、③賃金の日払い、④作業現場への送り迎え、⑤日雇い雇用保険の適用と被保険者手帳の作成、を行なうこと。

一、以上の内容について、早急にわれわれとの話し合いの場を設けること。

以上